

第4章 土地収用法に基づく不服申立てに関する意見の申出等

平成21年度末までに公害等調整委員会が行った意見の申出等は1,026件であり、その内訳は、土地収用法に基づく国土交通大臣（平成13年1月5日までは建設大臣。以下同じ。）に対する意見の申出が1,016件、森林法に基づく農林水産大臣に対する意見の申出が2件、鉱業に関する掘採制限の決定に対する承認が1件、採石権の設定等の決定に対する承認が7件となっている。このうち、土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出について、処分の種類別に見ると、事業認定に関する処分を不服とするものが236件（うち処分庁が都道府県知事であるもの19件、国土交通大臣であるもの217件）、収用委員会の裁決を不服とするものが780件となっている。

平成21年度に公害等調整委員会に新たに係属した事案は11件であり、これらに前年度から繰り越された8件を加えた計19件が21年度に係属した。このうち、15件が21年度中に処理され、残りの4件は22年度に繰り越された。なお、21年度に係属した19件は、すべて土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出事案となっている。

第1節 平成21年度において終結した意見の申出事案

平成21年度に処理された意見の申出事案の概要は、次のとおりである。

1 国土交通大臣起業、高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道29号改築工事鳥取道路及びこれに伴う農業用道路付替工事に関する審査請求

（平成20年（イ）第11号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 鳥取県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成20年3月11日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審 査 請 求 の あ っ た 日 平成20年4月10日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意 見 照 会 の 受 付 日 平成20年10月22日
- (9) 回 答 日 平成21年4月8日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

2 葛飾区起業、東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第283号線に関する審査請求

（平成20年（イ）第15号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会

- (3) 処分のあった日 平成19年3月22日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者4人、関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成19年4月18日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年12月2日
- (9) 回答日 平成21年7月8日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

3 成田高速鉄道アクセス株式会社起業、成田都市計画都市高速鉄道事業第1号線に関する審査請求

(平成21年(イ)第1号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 千葉県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成20年7月28日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年8月29日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の一部取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年2月24日
- (9) 回答日 平成21年9月8日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

4 成田高速鉄道アクセス株式会社起業、成田都市計画都市高速鉄道事業第1号線に関する審査請求

(平成21年(イ)第2号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 千葉県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成20年7月28日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年8月29日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年2月24日
- (9) 回答日 平成21年9月8日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

5 国土交通大臣起業、一般国道240号改築工事(本岐道路・津別町地内)に関する審査請求

(平成21年(イ)第3号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法

- (2) 処 分 庁 北海道収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成20年8月8日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年9月10日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年2月24日
- (9) 回 答 日 平成21年10月14日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求には、直ちに理由がないとは言えない点があるので、審査に当たっては、事実関係を精査した上で結論を出すべきである。

6 東京都起業、東京都市計画道路事業幹線街路環状第3号線に関する審査請求

(平成21年(イ)第4号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成20年2月28日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者3人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年3月24日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年3月12日
- (9) 回 答 日 平成21年7月8日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

7 東日本高速道路株式会社起業、高速自動車国道北関東自動車道新設工事に関する審査請求

(平成21年(イ)第5号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 群馬県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成20年6月20日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年7月17日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年3月12日
- (9) 回 答 日 平成21年8月28日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

8 国土交通大臣起業、一般国道42号改築工事（紀宝バイパス・三重県南牟婁郡紀宝町成川字神明後地内から同町成川字上野地内まで）に関する異議申立て

（平成21年（イ）第6号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成20年8月13日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 異 議 申 立 人 土地所有者1人
- (6) 異議申立てのあった日 平成20年9月2日
- (7) 異議申立ての内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年3月31日
- (9) 回 答 日 平成21年12月9日
- (10) 回 答 内 容 本件異議申立ては、理由がないものとする。

9 北九州市起業、北九州都市計画道路事業3・2・173号引野永犬丸線、3・5・124号藤田中間線及び3・3・37号八幡直方線に関する審査請求

（平成21年（イ）第7号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 福岡県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成20年6月30日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人、関係人2人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年8月1日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年4月20日
- (9) 回 答 日 平成21年9月8日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

10 北九州市起業、北九州都市計画道路事業3・2・173号引野永犬丸線、3・5・124号藤田中間線及び3・3・37号八幡直方線に関する審査請求

（平成21年（イ）第8号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 福岡県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成20年6月30日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人、関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年8月1日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年4月20日
- (9) 回 答 日 平成21年9月8日

(10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

11 国土交通大臣起業、高速自動車国道東九州自動車道新設工事並びにこれに伴う県道、市道、農業用道路及び農業用水路付替工事に関する審査請求

(平成21年(イ)第9号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 鹿児島県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成20年10月28日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年12月5日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年4月20日
- (9) 回 答 日 平成21年9月30日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

12 国土交通大臣起業、一般国道38号及び一般国道44号改築工事(釧路外環状道路・釧路町字別保原野南24号線地内)に関する審査請求

(平成21年(イ)第10号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 北海道収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成21年2月20日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年3月20日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年8月17日
- (9) 回 答 日 平成21年11月12日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

13 岐阜市起業、岐阜都市計画道路事業3・3・11号金町那加岩地線に関する審査請求

(平成21年(イ)第11号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 岐阜県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成21年1月28日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者6人、関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年2月24日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年8月17日

(9) 回 答 日 平成21年12月22日

(10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

14 東日本高速道路株式会社起業、高速自動車国道北関東自動車道新設工事（太田インターチェンジ(仮称)（インターチェンジ部分を除く。）から岩舟ジャンクション（仮称）まで）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用水路付替工事に関する審査請求
（平成21年（イ）第12号事件）

(1) 根 拠 法 土地収用法

(2) 処 分 庁 群馬県収用委員会

(3) 処 分 の あ っ た 日 平成20年7月18日

(4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決

(5) 審 査 請 求 人 関係人128人

(6) 審査請求のあった日 平成20年8月20日

(7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し

(8) 意見照会の受付日 平成21年8月17日

(9) 回 答 日 平成21年11月25日

(10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

15 前橋市起業、前橋都市計画道路3・4・27号前橋公園通線に関する審査請求
（平成21年（イ）第17号事件）

(1) 根 拠 法 土地収用法

(2) 処 分 庁 群馬県収用委員会

(3) 処 分 の あ っ た 日 平成21年4月17日

(4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決

(5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人

(6) 審査請求のあった日 平成21年5月17日

(7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し

(8) 意見照会の受付日 平成21年12月17日

(9) 回 答 日 平成22年3月26日

(10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

第2節 係属中の意見の申出事案

平成22年度に繰り越された意見の申出事案の概要は、次のとおりである。

1 国土交通大臣起業、一般国道42号改築工事（紀宝バイパス・三重県南牟婁郡紀宝町成川字神明後地内から同町成川字上野地内まで）に関する審査請求

（平成21年（イ）第13号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 三重県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成21年6月22日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年7月3日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年12月17日

2 農林水産大臣起業、徳之島用水（一期）農業水利事業 徳之島ダム建設工事及びこれに伴う町道付替工事に関する審査請求

（平成21年（イ）第14号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 鹿児島県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成21年3月24日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者2人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年4月27日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年12月17日

3 国土交通大臣起業、一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和・御所道路（大和区間）」・奈良県天理市二階堂北菅田町地内から同県橿原市小槻町地内まで）及び一般国道24号改築工事（奈良県天理市二階堂北菅田町地内から同県橿原市小槻町地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに県道天理斑鳩線一部改築工事に関する審査請求

（平成21年（イ）第15号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 奈良県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成21年2月13日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年2月24日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し

(8) 意見照会の受付日 平成21年12月17日

4 国土交通大臣起業、一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和・御所道路（大和区間）」・奈良県天理市二階堂北菅田町地内から同県橿原市小槻町地内まで）及び一般国道24号改築工事（奈良県天理市二階堂北菅田町地内から同県橿原市小槻町地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに県道天理斑鳩線一部改築工事に関する審査請求

（平成21年（イ）第16号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 奈良県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成21年2月13日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年3月12日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年12月17日